

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 3 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1	人事委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の会議	1
2	事務局	6
(1)	職員定数および現員	6
(2)	組織	6
(3)	事務分掌	6
(4)	平成23年度予算	7
3	人事委員会規則等の制定・改廃	8
(1)	規則	8
(2)	訓令	10
(3)	告示	11
4	条例案に対する意見	12
5	諸会議等	14

第2 任用関係事務

1	競争試験	15
(1)	試験の日程	15
(2)	試験区分および採用予定人員	15
(3)	受験資格および試験方法	16
(4)	試験の実施状況	18
2	身体障害者を対象とした職員採用試験	21
(1)	試験の日程	21
(2)	受験資格および試験方法	21
(3)	試験の実施状況	21
3	採用選考	22
4	昇任選考	23

第3 給与関係事務

1	給与に関する報告、勧告等	24
(1)	職員給与等実態調査	24
(2)	職種別民間給与実態調査	32
(3)	大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	36
(4)	職員の給与に関する報告および勧告	37

2	給与改定等の概要	4 3
	(1) 改定の内容	4 3
	(2) 実施時期	4 3
	(3) 給与の削減	4 3
3	給与に関する承認	4 3
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振りの特例	4 4
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	4 5
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	4 6
2	不利益処分に関する不服申立て	4 6
3	職員からの苦情相談	4 6
4	職員団体の登録	4 7
5	管理職員等の範囲の指定	4 8
	(1) 本 庁	4 8
	(2) 出先機関	4 8
6	公平審査事務の受託	4 9
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	5 0
2	職権行使の状況	5 1
	(1) 事業所調査	5 1
	(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	5 1
	[事務局職員名簿]	5 2
	[転出者名簿]	5 2

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	市木 重夫	昭15. 8. 1	平13. 7. 29～ 平25. 7. 28	(現) 弁護士 平14. 8. 5 委員長就任 平21. 7. 29 再任 (委員長再任)
委員	宮崎 君武	昭15. 3. 9	平14. 8. 4～ 平26. 8. 3	(現) 大津板紙(株)代表取締役社長 (現) 滋賀県商工会議所連合会会長 平22. 8. 4 再任
委員	田中 雅代	昭18. 1. 1	平19. 12. 26～ 平27. 12. 25	(元) 滋賀県男女共同参画センター 所長 平23. 12. 26 再任

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成23年 4月11日	<p>〈協議事項〉</p> <p>1 平成23年度行事予定について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
5月 2日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員採用試験公告について</p> <p>(1) 平成23年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 公告案</p> <p>(2) 平成23年度滋賀県職員採用初級試験 (高校卒業程度) 公告案</p> <p>(3) 平成23年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案</p> <p>(4) 平成23年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験公告案</p> <p>2 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</p> <p>(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>3 不利益処分に対する不服申立について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成22年度各種採用試験実施結果について</p> <p>2 平成22年度職員の苦情相談処理報告について</p> <p>3 職員の懲戒処分について</p>
5月24日	<p>〈報告事項〉</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
6月14日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成23年職種別民間給与実態調査について</p> <p>2 平成23年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) の申込状況について</p>

開催期日	議 題
6月24日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 3 不服申立書の受理について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
7月21日	〈審議事項〉 1 職員の採用の選考について 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案 〈報告事項〉 1 職員の分限処分について
8月 5日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成23年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 2 職員の採用の選考について 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成22年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 2 職員の懲戒処分について
8月24日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成23年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成22年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）
9月28日	〈審議事項〉 1 不服申立書の受理について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
10月 6日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」の参考資料について 〈報告事項〉 1 人事院勧告の内容について 2 平成23年度（上半期）職員苦情相談処理の状況について
10月12日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月18日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
10月20日	〈審議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について

開催期日	議 題
10月26日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成23年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成23年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成23年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 3 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成22年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成22年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成22年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成23年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について
10月31日	<p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月31日	<p>〈人事委員会勧告〉</p> <p>県議会議長および知事に「職員の給与等に関する報告および勧告」を提出</p>
11月29日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (5) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
11月30日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立事案の進捗状況について <p>〈その他〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録について
12月9日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成23年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A-2、男性B、女性B） <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成22年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性B、女性B） 2 不服申立書および不服申立取下書の提出について <p>〈その他〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会開催概要について

開催期日	議 題
12月22日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
平成24 1月30日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成23年度(県外)滋賀県警察官採用候補者名簿(警察官(B)) 2 不服申立て事案の準備手続について 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成22年度(県外)滋賀県警察官採用候補者名簿(警察官(B)) 2 職員の懲戒処分について 3 不服申立て事案の進捗状況について
2月16日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (5) 滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案 2 平成24年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について (1) 平成24年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (2) 平成24年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (3) 平成24年度滋賀県警察官(B)採用試験公告案 3 警察官任用の特例に関する規則第4条第2項第5号による選考採用について
2月24日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案
3月9日	〈審議事項〉 1 職員の採用の選考について 2 職員の昇任の選考について 3 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 〈協議事項〉 1 職員採用上級試験の1次口述試験の見直しについて
3月12日	〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
3月14日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 会第4号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 会第5号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 2 不利益処分に対する不服申立書の受理について

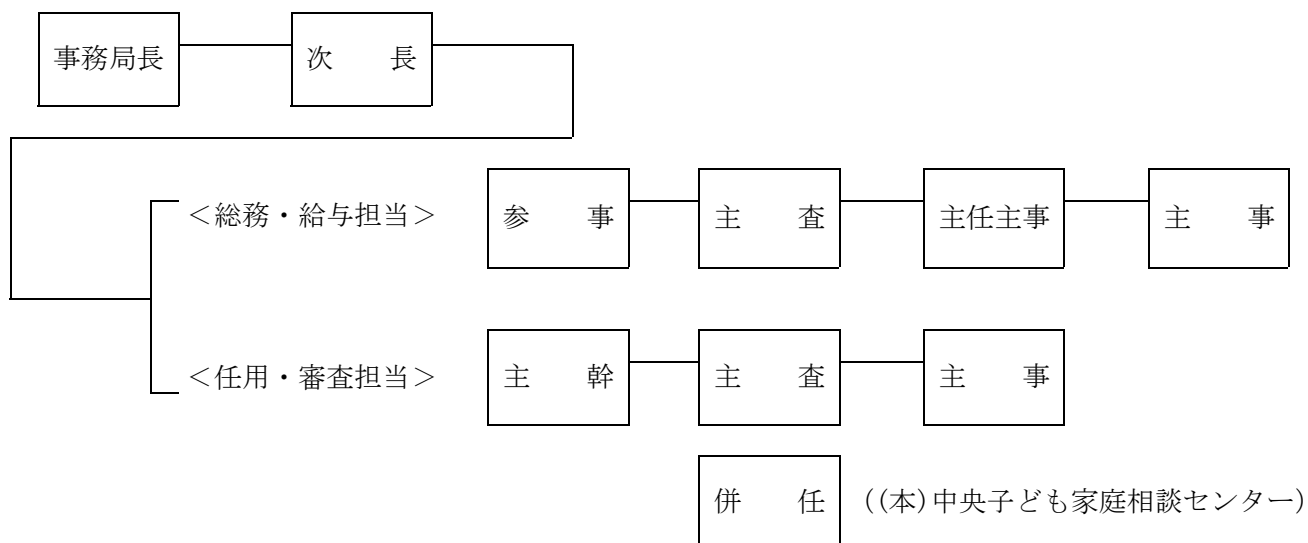
開催期日	議 題
3月25日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用の選考について 2 職員の昇任の選考について 3 勤務延長の期限の延長について 4 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案 (7) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 (8) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (9) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (10) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 5 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 6 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について 7 事務局職員の人事について
3月30日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年3月25日審議済み人事委員会規則等の廃案について 2 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案 (7) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 (8) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (9) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則案 (10) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (11) 職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案 (12) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 3 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案

2 事務局

(1) 職員定数および現員

定数	現員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

(2) 組織



(3) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・給与	1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関する事。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 職員団体に関する事。

(4) 平成23年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	8,713	△976	7,737
	計	15,373	△976	14,397
事務局費	職員費	75,759	△2,400	73,359
	事務局運営費	541	△105	436
	計	76,300	△2,505	73,795
合計		91,673	△3,481	88,192

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計	
総務費	人事委員会費	委員会費		15,373	△976	14,397	
			報酬	6,660	—	6,660	
			共済費	166	△62	104	
			賃金	1,148	△449	699	
			報償費	24	△24	0	
			旅費	1,379	△144	1,235	
			交際費	20	—	20	
			需用費	2,196	△457	1,739	
			役務費	600	△64	536	
			委託料	803	277	1080	
			使用料及び賃借料	483	△40	443	
			負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881	
			事務局費		76,300	△2,505	73,795
				給料	35,969	△1,451	34,518
				職員手当等	25,990	△467	25,523
				共済費	13,800	△482	13,318
				旅費	66	△66	0
				需用費	472	△39	433
				役務費	3	—	3

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平23 4	平23. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	任用期間が6月以上となる臨時職員に対し看護休暇の一部を有給で取得できるよう所要の改正を行った。
5	平23. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
6	平23. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	新たに職員を派遣することとなる団体を定め、その他所要の改正を行った。
7	平23. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当の支給割合が150%となる60時間以上の時間外勤務の算定基礎に日曜日等における時間外勤務を含めるため、所要の改正を行った。 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
8	平23. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
9	平23. 4. 1	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成23年4月以降の地域手当の支給割合について定めることとした。
10	平23. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 組織改編等に伴い、所要の改正を行った。 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被災者支援などのために派遣している職員に対して、特別災害応急対策等業務手当を支給することとした。 その他所要の規定の整理を行った。
11	平23. 4. 1	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成23年4月以降の勤勉手当の支給割合の改定にあわせて、勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
12	平23. 5. 2	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	平成23年12月31日までの間、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における社会貢献活動休暇の対象として東日本大震災の被災者を受け入れている地域での活動を加えることとした。
13	平23. 5. 2	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	滋賀県が公平委員会の事務を受託している団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
14	平23. 5. 2	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益法人制度改革における公益性の認定を受けた団体の名称変更に伴い、所要の改正を行った。
15	平23. 6. 16	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	琵琶湖環境科学研究センターの次長および部長の職を参事級の職とすることに伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規則名	概要
16	平23. 6. 16	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	琵琶湖環境科学研究センターの次長および部長の職を参事級の職とすることに伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
17	平23. 7. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部に水上警察隊を創設することに伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
18	平23. 7. 26	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律および滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
19	平23. 11. 30	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による各給料表の引下げ改定に伴い、権衡職員として平成18年改正給与条例・改正学校職員給与条例による差額支給を行っている職員の基準額についても所要の引下げを行うこととし、その他所要の規定の整備を行った。
20	平23. 11. 30	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正による各給料表の引下げ改定に伴い、昇格時の号給対応関係について所要の改正を行った。
21	平23. 11. 30	職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による各給料表の引下げ改定に伴い、調整基本額について所要の改定を行った。
22	平23. 11. 30	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	期末手当の在職期間から1回の承認に係る期間が1か月以内の育児休業を除外しないよう所要の改正を行った。
23	平23. 11. 30	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	平成23年度において給与条例の一部改正条例の施行日前に特地公署等に異動等した職員について、手当額の算出基礎となる「異動日等に受けていた給料および扶養手当の月額」を改正条例による改正後の給与条例の規定による額とすることとした。
24	平23. 12. 28	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、東日本大震災に係る災害応急等作業手当の特例について同条例において人事委員会が定めることとされた内容を定めることとした。
25	平23. 12. 28	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災の被災者支援のための社会貢献活動休暇の特例を1年間延長した。
平24 1	平24. 3. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平和祈念館が設置されることに伴い新たな職が設置されることから、所要の改正を行った。
2	平24. 3. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	平和祈念館が設置されることに伴い新たな職が設置されることから、所要の改正を行った。
3	平24. 3. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	平和祈念館が設置されることに伴い新たな職が設置されることから、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規則名	概要
4	平24. 3. 9	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	臨時職員に対する看護休暇の日数を改めることとした。
5	平24. 3. 9	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	新たに職員を派遣することとなる団体を定めるとともに、派遣先団体の公益社団法人等への移行に係る適用関係を定めることとした。
6	平24. 3. 26	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
7	平24. 3. 26	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

(2) 訓 令

訓令 番号	施行年月日	告示名	概要
平23 1	平23. 4. 1	滋賀県情報処理規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
2	平23. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
3	平23. 4. 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
4	平23. 4. 1	審査基準および処分基準に関する規程等の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
5	平23. 7. 26	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行うこととした。
6	平23. 7. 26	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行うこととした。
7	平23. 7. 26	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	副知事の退任に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平23 1	平23. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
2	平23. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行うこととした。
3	平23. 10. 1	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	病院事業庁に委任する選考職種に、病院事業庁の児童指導員、保育士、精神保健福祉士、薬剤師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、保健師の職を加える改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平23. 6. 24	滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平23. 11. 29	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、東日本大震災に対処するため、国家公務員において災害応急作業等手当の特例制度が設けられたことから、これに準じて、本県警察職員が東日本大震災に対処するため災害応急等作業に従事した場合の特殊勤務手当の額の増額等の特例を定めるための改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月31日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案		
平24. 2. 16	平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、本県の財政状況が引き続き厳しい状況にあることから、平成24年度においても職員の給与の一部を引き続き減額するとともに、減額する割合を引き上げようとするものですが、本県においては、既に9年の長きにわたり職員の給与の減額措置が継続しており、財政健全化のための措置とはいえ、このことによる職員の士気の低下や人材確保への影響は避けられず、その代償は大きいと言わざるを得ないところであります。 本委員会としては、職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の原則により定められるべきものと考えており、勧告に基づく本来の給与水準を確保されるよう最善の努力が尽くされることを切に要望します。
	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	
滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案		

提出年月日	条例案の名称	意見
(平24. 2. 16)	滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、職員等が旅行する場合に支給している宿泊料および食卓料を、より旅行の実態に応じた額に改めるため改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平24. 3. 14	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>これらの条例案は、条例に規定する地域手当の支給割合を、平成23年度において支給している暫定支給割合に引き下げようとするものでありますが、現行の条例に規定する支給割合は、平成17年の本委員会の勧告に基づき、国の基準どおりに適用した場合の全体水準によって定められたものであります。</p> <p>また、職員の給与水準は、地方公務員法の給与決定の原則に基づき、本給のほか地域手当などの手当と併せて民間給与等との均衡を図っているところであります。</p> <p>さらに、職員の勤務条件については、これまで地方公務員法第55条第1項に基づく労使の交渉を経て、条例案として議会に提案されてきましたが、これらの条例案の内容は、職員団体との話し合いが行われていないものであり、今後の安定した労使関係の確保、職員の士気の維持などが懸念されるところであります。</p> <p>こうしたことから、本委員会としては、現行の条例の規定による支給割合が適当であると考えておりますので、慎重にご審議いただきたいと考えております。</p>

5 諸会議等

平成23年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平23. 4. 8	警察官採用共同試験第1回事務担当者会議	福岡県
5. 27	警察官採用共同試験第2回事務担当者会議	神奈川県
5. 31	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	福井県
6. 6～7	職種別民間給与実態調査説明会	東京都
6. 10	第119回全国人事委員会連合会総会	東京都
7. 7～8	第54回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	東京都
10. 1	人事院勧告説明会	東京都
10. 5	全国人事委員会事務局長会議	東京都
10. 7	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	和歌山県
10. 15	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議第4回調査研究会	大阪府
11. 11	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	和歌山県
平24. 1. 23	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大阪府
2. 1	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	滋賀県
2. 3	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	和歌山県
2. 6	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	奈良県
3. 7	近畿人事委員会協議会給与勉強会	大阪府

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 23 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平23. 5. 9	平23. 5.16～6. 3 (郵送・持参) 平23. 5.16～6. 1 (インターネット)	平23. 6.26 7. 9～7.13	平23. 8. 3、 8. 5～8. 8	平23. 8. 24
初級試験 (高校卒業程度)	平23. 5. 9	平23. 8.22～9. 7 (郵送・持参 ・インターネット)	平23. 9. 25	平23.10.10 10.11	平23.10.26
第一回警察官 男性A 女性A	平23. 2.25	平23. 3.14～4.12 (郵送・持参) 平23. 3.14～4. 8 (インターネット)	平23. 5. 8	平23.6.6～6.9 7.20 7.23～7.25	平23. 8. 5
第二回警察官 男性A 男性B 女性B	平23. 2.25	平23. 8. 1～8.29 (郵送・持参) 平23. 8. 1～8.26 (インターネット)	平23. 9.18	平23.10.11～10.13 11.16～11.17 11.19	平23.12. 9
小・中学校 事務職員	平23. 5. 9	平23. 8.22～9. 7 (郵送・持参 ・インターネット)	平23. 9. 25	平23.10.10 10.11	平23.10.26

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員		
上級試験 (大学卒業程度)	行 政	45人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度		
	警察事務	4人程度		警察事務	2人程度		
	環境行政	2人程度	警察官	県 内	第一回	男性 A	約57人
	化 学	2人程度				女性 A	約6人
	農 業	2人程度			第二回	男性 A	約17人
	林 業	2人程度				男性 B	約12人
	水 産	1人程度		女性 B	約4人		
	建 築	3人程度		県 外	A	若干人	
	電気(電気工学)	1人程度			B	若干人	
	総合土木	20人程度		小・中学校事務職員	—	15人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>○ア 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成2年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 45問中40問選択 120分 ・専門試験(大学卒業程度) 択一式 (総合土木以外の試験区分) 40問 120分 (総合土木) 45問中40問選択 120分 ・口述試験 個別面接 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査
初 級 試 験	<p>○ 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	<p>男性 A</p> <p>○ 昭和56年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成24年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
		<p>女性 A</p> <p>○ 昭和56年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成24年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p>	
	第二回	<p>男性 A</p> <p>○ 昭和56年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成24年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p>	
	第二回	<p>男性 B</p> <p>○ 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成24年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	<p>女性 B</p> <p>○ 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成24年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。</p>		
		<p>○ 受験制限</p> <p>ア 日本国籍を有しない者</p> <p>イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準)</p> <p>身長 160cm以上(女性は153cm以上)</p> <p>体重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上)</p> <p>胸囲 おおむね78cm以上(男性のみ)</p> <p>視力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上</p> <p>色覚 職務執行に支障がないこと。</p> <p>聴力 正常であること。</p> <p>その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。</p>	
小・中学校事務職員		<p>○ 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	45人程度	(211) 821	(150) 587	71.5	(50) 224	(24) 94	(14) 49	12.0	(14) 44
警察事務	4人程度	(41) 71	(31) 52	73.2	(6) 10	(5) 7	(3) 4	13.0	(3) 4
環境行政	2人程度	(2) 32	(1) 25	78.1	(0) 9	(0) 4	(0) 2	12.5	(0) 2
化学	2人程度	(10) 50	(6) 40	80.0	(0) 10	(0) 4	(0) 2	20.0	(0) 2
農業	2人程度	(7) 27	(6) 22	81.5	(2) 11	(2) 5	(0) 2	11.0	(0) 2
林業	2人程度	(6) 15	(5) 11	73.3	(3) 8	(1) 4	(1) 2	5.5	(1) 2
水産	1人程度	(4) 19	(2) 13	68.4	(1) 5	(1) 2	(1) 1	13.0	(0) 0
建築	3人程度	(5) 22	(4) 15	68.2	(2) 6	(2) 6	(1) 3	5.0	(1) 3
電気 (電気工学)	1人程度	(0) 14	(0) 10	71.4	(0) 6	(0) 3	(0) 1	10.0	(0) 1
総合土木	20人程度	(6) 76	(2) 42	55.3	(2) 24	(2) 22	(2) 17	2.5	(2) 16
計		(292) 1,147	(207) 817	71.2	(66) 313	(37) 151	(22) 83	9.8	(21) 76

イ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(20)	(18)	87.8	(4)	(2)	12.0	(1)
		41	36		8	3		2
警察事務	2人程度	(24)	(17)	76.3	(7)	(2)	7.3	(2)
		38	29		12	4		4
計		(44)	(35)	82.3	(11)	(4)	9.3	(3)
		79	65		20	7		6

ウ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	15人程度	(41) 85	(32) 69	81.2	(21) 50	(9) 16	4.3	(7) 12

エ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	約57人	732	484	66.1	326	69	7.0	52
	A(第二回)	約17人	225	177	78.7	90	17	10.4	15
	B	約12人	97	86	88.7	60	12	7.2	12
	計		1,054	747	70.9	476	98	7.6	79
県外	A	若干人	—	52	—	43	5	10.4	2
	B	若干人	—	73	—	38	6	12.2	4
	計		—	125	—	81	11	11.4	6

オ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率倍	採用者数 人
A	約6人	157	101	64.3	51	9	11.2	8
B	約4人	20	17	85.0	11	4	4.3	4
合計		177	118	66.7	62	13	13.6	12

カ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	11	8	6	75.0	1	11.0	0
	熊本県	15	12	9	75.0	1	15.0	0
	宮崎県	16	14	5	35.7	2	8.0	2
	鹿児島県	10	9	8	88.9	1	10.0	0
	小計	52	43	28	65.1	5	9.6	2
警察官 B	石川県	11	6	2	33.3	0	—	0
	福井県	13	5	4	80.0	1	13.0	1
	福岡県	13	9	5	55.6	2	6.5	2
	熊本県	16	6	4	66.7	1	16.0	0
	宮崎県	15	7	6	85.7	1	15.0	1
	鹿児島県	5	5	4	80.0	1	5.0	0
小計	73	38	25	65.8	6	8.2	4	
合計		125	81	53	65.4	11	8.8	6

2 身体障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平23. 5. 9	平23. 9. 14～9. 28 (郵送・持参・インターネット)	平23. 10. 16	平23. 10. 28

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>エ 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>オ 介助・介護者なしに受験可能な者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ・ 口述試験 個別面接 ・ 適性検査

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	1人	(3) 9	(2) 7	77.8	(1) 1	7.0	(1) 1
警察事務	1人	(1) 1	(1) 1	100.0	(0) 0	—	(0) 0

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	3	—	—	—	3
次長および その相当職	3	—	—	—	3
課長および その相当職	5	4	—	—	9
課長補佐および その相当職	7	4	1	—	12
副主幹および その相当職	10	7	2	—	19
主事、技師および その相当職	104	16	3	—	123
技能労務職	—	—	—	—	—
計	132	31	6	0	① 169

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	1
警 視 (課長相当職)	0
警 部	9
警 部 補	2
巡 査 部 長	2
巡 査	2
計	② 16

合計 (①+②)	185
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	1	1	理 学 療 法 士	3	3
児 童 指 導 員	4	4	作 業 療 法 士	3	3
児 童 福 祉 司	3	3	歯 科 衛 生 士	1	1
精 神 保 健 福 祉 士	4	4	保 健 師	4	4
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	看 護 師	1	1
琵琶湖環境科学研究センター研究員	1	1	文 化 財 保 護 技 術 者	2	2
学 芸 員	2	2	司 書	1	1
琵琶湖博物館学芸技師	1	1	運 転 免 許 試 験 員	1	1
工業技術センターの技師	3	3	科 学 捜 査 研 究 所 の 研 究 員	2	2
医 師	3	3	操 縦 士	1	1
獣 医 師	7	7	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	28	17
薬 剤 師	1	1			
管 理 栄 養 士	1	1	計	79	68

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	22	22	視 能 訓 練 士	3	1
歯 科 医 師	1	1	介 護 職 員	1	1
臨 床 工 学 技 士	3	2	児 童 指 導 員 (育 休 代 替 任 期 付 き)	1	1
診 療 放 射 線 技 師	13	2	医 療 事 務	1	1
看 護 師	77	66			
			計	122	97

注 委任分は、職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

部 局 職	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部 長 お よ び そ の 相 当 職	6	—	—	2		8
次 長 お よ び そ の 相 当 職	17	3	1	3		24
課 長 お よ び そ の 相 当 職	56	3	1	8		68
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	106	11	4	8		129
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	80	25	4	16		125
計	265	42	10	37	①	354

警 察 官	
職	
警 視 (部 長 相 当 職)	6
警 視 (課 長 相 当 職)	19
警 部	13
警 部 補	11
巡 査 部 長	—
計	② 49

合計 (①+②)	403
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成23年10月31日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

平成23年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委 員 会	議 会	監 査 査 員	人 員 事 務 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	高 等 学 校 等	小 学 校 お よ び 中 学 校	計
行 政 職	2,369	246	130	26	14	9	6	216	303	3,319
警 察 職	—	2,219	—	—	—	—	—	—	—	2,219
研 究 職	213	16	—	—	—	—	—	—	—	229
医 療 職 (1)	15	—	—	—	—	—	—	—	—	15
医 療 職 (2)	133	1	1	—	—	—	—	9	28	172
医 療 職 (3)	95	2	2	—	—	—	—	—	—	99
福 祉 職	70	—	—	—	—	—	—	—	—	70
高 等 学 校 等 教 育 職	—	—	17	—	—	—	—	3,102	—	3,119
小・中 学 校 等 教 育 職	—	—	26	—	—	—	—	—	7,103	7,129
技 能 労 務 職	72	16	1	—	—	—	—	119	—	208
計	2,967	2,500	177	26	14	9	6	3,446	7,434	16,579

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員（行政職3人、小学校および中学校等教育職36人）を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない。（以下表サまで同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：％）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	0.0	21.4	15.7	62.9	73.5	26.5
警 察 職 給 料 表	0.0	49.3	2.5	48.2	94.3	5.7
研 究 職 給 料 表	—	4.4	8.3	87.3	79.5	20.5
医 療 職 給 料 表 (1)	—	—	—	100.0	86.7	13.3
医 療 職 給 料 表 (2)	—	1.7	32.6	65.7	43.0	57.0
医 療 職 給 料 表 (3)	—	—	44.4	55.6	2.0	98.0
福 祉 職 給 料 表	—	2.9	38.6	58.6	52.9	47.1
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	—	2.1	3.9	94.0	63.1	36.9
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	—	—	9.9	90.1	48.4	51.6
技 能 労 務 職 給 料 表	38.5	56.3	5.3	—	63.0	37.0
計	0.5	12.1	9.4	78.0	62.7	37.3

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

年齢階層	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	4.7	5.5	4.4	2.5	5.3	9.8	5.2
25 ～ 29	7.3	7.6	10.4	6.0	12.3	16.6	10.5
30 ～ 34	9.6	9.3	8.4	7.2	8.9	16.8	9.8
35 ～ 39	13.6	14.7	9.9	12.6	8.8	12.6	11.2
40 ～ 44	15.8	15.9	11.9	13.2	11.3	9.3	12.5
45 ～ 49	16.2	15.6	18.2	22.2	16.5	10.1	16.7
50 ～ 54	16.5	15.6	22.1	20.7	22.6	11.5	19.3
55 ～ 59	16.2	15.7	14.7	15.5	14.3	13.2	14.9
60 ～	0.0	—	—	—	—	—	0.0
計	4,112人	3,319人	10,248人	3,119人	7,129人	2,219人	16,579人

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成23年4月	343,892 (348,037)	10,972	21,062 (21,368)	375,926 (380,377)	△0.73 (△0.13)
	平成22年4月	348,659 (350,631)	11,288	18,756 (18,970)	378,703 (380,889)	
全職員	平成23年4月	365,629 (369,002)	10,167	21,780 (22,007)	397,576 (401,176)	△0.51 (△0.20)
	平成22年4月	369,858 (372,027)	10,440	19,332 (19,494)	399,630 (401,961)	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

2 () 内の額は、平成23年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。(次表において同じ。)

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	43.4	341,651 (345,893)	11,328	20,852 (21,161)	373,831 (378,382)
警 察 職	39.4	329,108 (332,076)	14,053	19,666 (19,847)	362,827 (365,976)
研 究 職	43.7	361,821 (366,132)	13,402	21,897 (22,200)	397,120 (401,734)
医 療 職 (1)	47.2	450,885 (468,353)	10,867	79,308 (83,045)	541,060 (562,265)
医 療 職 (2)	43.0	342,581 (346,219)	6,640	20,285 (20,535)	369,506 (373,394)
医 療 職 (3)	44.4	351,503 (354,567)	4,015	20,376 (20,563)	375,894 (379,145)
福 祉 職	43.3	359,655 (362,792)	9,907	21,240 (21,438)	390,802 (394,137)
高 校 等 教 育 職	45.3	398,799 (401,987)	11,004	23,506 (23,704)	433,309 (436,695)
小 中 学 校 等 教 育 職	43.6	375,021 (378,157)	8,126	22,098 (22,306)	405,245 (408,589)
技 能 労 務 職	50.9	344,361 (347,092)	9,870	20,191 (20,346)	374,422 (377,308)

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,319人	人 228	人 327	人 829	人 839	人 366	人 535	人 135	人 45	人 15
	% 6.9	% 9.8	% 25.0	% 25.3	% 11.0	% 16.1	% 4.1	% 1.4	% 0.4
警察 2,219	215	431	366	724	342	50	53	23	15
	9.7	19.4	16.5	32.6	15.4	2.3	2.4	1.0	0.7
研究 229	0	62	122	40	5	—	—	—	—
	0.0	27.1	53.3	17.4	2.2	—	—	—	—
医療(1) 15	4	0	2	9	—	—	—	—	—
	26.7	0.0	13.3	60.0	—	—	—	—	—
医療(2) 172	0	9	49	19	65	24	6	—	—
	0.0	5.2	28.5	11.0	37.8	14.0	3.5	—	—
医療(3) 99	0	3	18	37	31	10	—	—	—
	0.0	3.0	18.2	37.4	31.3	10.1	—	—	—
福祉 70	9	15	7	35	3	1	—	—	—
	12.9	21.4	10.0	50.0	4.3	1.4	—	—	—
高校 3,119	18	2,917	96	71	(特2) 17	—	—	—	—
	0.6	93.5	3.1	2.3	0.5	—	—	—	—
小中学校 7,129	0	6,396	370	340	(特2) 23	—	—	—	—
	0.0	89.7	5.2	4.8	(特2) 0.3	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,087	円 339,422 (343,931)	人 710	円 351,154 (355,356)
1年未満		45	177,986 (178,880)	8	144,126 (144,850)
1年以上 2年未満		29	183,900 (184,824)	6	148,687 (149,433)
2年以上 3年未満		40	190,190 (191,145)	3	154,557 (155,333)
3年以上 5年未満		98	202,219 (203,235)	15	163,386 (164,207)
5年以上 7年未満		61	223,207 (224,490)	20	182,443 (183,360)
7年以上 10年未満		140	248,671 (250,126)	24	205,323 (206,354)
10年以上 15年未満		257	287,970 (290,374)	49	245,116 (246,594)
15年以上 20年未満		348	334,259 (337,130)	73	288,072 (290,363)
20年以上 25年未満		368	372,421 (375,539)	89	330,395 (333,217)
25年以上 30年未満		301	402,313 (408,205)	75	368,711 (371,684)
30年以上 35年未満		324	422,804 (433,237)	86	394,198 (398,044)
35年以上		76	443,572 (456,797)	262	426,654 (433,795)

注 () 内の額は、平成23年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		8,119 人	受給者1人当たり扶養親族数
扶養親族数	配偶者	4,671	2.1 人
	一人目	職員に配偶者なし	303
		職員に配偶者あり	6,648
	その他	5,807	全職員1人当たり扶養手当額
合計	17,429	10,167 円	

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

支給割合	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	16 人	63 人	198 人	331 人	137 人	392 人	326 人	1,463 人	円 56,425 (62,694)

注 () 内の額は、平成23年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

ケ 職員の地域手当の支給状況

地域手当地域区分 区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
		17.0%	15.0%	5.7%
人員	16,579 人	15 人	13 人	16,551 人
構成比	100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額	円 21,780 (22,007)	円 61,916 (63,320)	円 79,308 (83,045)	円 21,697 (21,919)

注 () 内の額は、平成23年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

コ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	8,459 人	全職員1人当たり手当額	3,751 円
借家・借間居住者	1,636	住居手当受給者の平均家賃額	61,710
自宅居住者	6,704		

サ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支 給 を 受 け て い る 者	15,274 人	92.1 %	100.0 %
交 通 機 関 の み 利 用 者	2,285	13.8	15.0
交 通 用 具 の み 利 用 者	11,147	67.2	73.0
自 動 車 使 用 者	10,733	64.7	70.3
自 転 車 等 使 用 者	414	2.5	2.7
交 通 機 関 ・ 交 通 用 具 併 用 者	1,842	11.1	12.1
自 動 車 と の 併 用 者	1,532	9.2	10.0
自 転 車 等 と の 併 用 者	310	1.9	2.0
受 給 者 1 人 当 た り の 手 当 額	11,164 円		
全 職 員 1 人 当 た り の 手 当 額	10,285 円		

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所 要 運 賃 額 階 層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	2,184(1,164) 人	52.9 %	52.9%
10,001円以上 12,000円以下	275 (102)	6.7	59.6
12,001円以上 14,000円以下	257 (82)	6.2	65.8
14,001円以上 16,000円以下	296 (116)	7.2	73.0
16,001円以上 18,000円以下	176 (47)	4.3	77.2
18,001円以上 20,000円以下	243 (86)	5.9	83.1
20,001円以上 22,000円以下	148 (61)	3.6	86.7
22,001円以上 24,000円以下	194 (93)	4.7	91.4
24,001円以上 26,000円以下	96 (24)	2.3	93.7
26,001円以上 28,000円以下	99 (31)	2.4	96.1
28,001円以上 30,000円以下	49 (8)	1.2	97.3
30,001円以上 32,000円以下	35 (12)	0.8	98.2
32,001円以上 34,000円以下	34 (4)	0.8	99.0
34,001円以上 36,000円以下	12 (4)	0.3	99.3
36,001円以上 38,000円以下	8 (4)	0.2	99.5
38,001円以上 40,000円以下	11 (2)	0.3	99.8
40,001円以上 42,000円以下	0 (0)	0.0	99.8
42,001円以上 44,000円以下	4 (0)	0.1	99.9
44,001円以上 46,000円以下	1 (1)	0.0	99.9
46,001円以上 48,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
52,001円以上	4 (1)	0.1	100.0
計	4,127(1,842)	100.0	—
平 均 所 要 額	12,187円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	2,039 (336) 人	16.6 %
5km以上 10km未満	3,531 (309)	28.8
10km以上 14km未満	2,094 (253)	17.1
14km以上 18km未満	1,574 (218)	12.8
18km以上 22km未満	1,018 (131)	8.3
22km以上 26km未満	700 (83)	5.7
26km以上 30km未満	381 (32)	3.1
30km以上 34km未満	308 (25)	2.5
34km以上 38km未満	198 (18)	1.6
38km以上 42km未満	148 (29)	1.2
42km以上 46km未満	88 (17)	0.7
46km以上 50km未満	70 (27)	0.6
50km以上 54km未満	44 (18)	0.4
54km以上 58km未満	28 (11)	0.2
58km以上 62km未満	15 (7)	0.1
62km以上	29 (18)	0.2
計	12,265 (1,532)	100.0
平均使用距離	13.6km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	462 (206) 人	63.8 %
5km以上 10km未満	158 (52)	21.8
10km以上 15km未満	52 (27)	7.2
15km以上 20km未満	34 (19)	4.7
20km以上 25km未満	14 (5)	1.9
25km以上 30km未満	1 (0)	0.1
30km以上	3 (1)	0.4
計	724 (310)	100.0
平均使用距離	5.6km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

シ 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	計	級					
		1	2	3	4	5	6
行政職給料表	17人	人	人	16人	1人	人	人
研究職給料表	1		1				
医療職給料表(2)	1			1			
医療職給料表(3)	1					1	
高等学校等教育職給料表	58	4	54				
小学校および中学校等教育職給料表	11		11				
技能労務職給料表	30						
給料表計	119						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	計	級					
		1	2	3	4	5	6
行政職給料表	115人	人	1人	88人	26人	人	人
警察職給料表	4				4		
研究職給料表	9		6	3			
医療職給料表(2)	2				1	1	
医療職給料表(3)	6			4	2		
福祉職給料表	1		1				
技能労務職給料表	7						
給料表計	144						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 23 年 4 月現在における民間給与の実態について調査した。

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関および広告業に分類されるもの）」、「生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）」、「教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）」、「医療、福祉（中分類の医療業および社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）」および「サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）」に分類された 554 事業所

イ 調査対象職種

78 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 56 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 420 人（行政職に相当する調査実人員 297 人）、初任給関係以外の調査職種 5,764 人（行政職に相当する調査実人員 4,726 人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は 43,040 人であり、行政職に相当するものは 33,616 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	18	32	12	22	20	104

注 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所および調査不能の事業所が 10 あった。

オ 調査結果の概要

① 職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	6	50.6	645,799	0	645,799
工 場 長	20	51.2	643,943	0	643,943
事 務 部 長	56	51.5	648,904	117	648,787
技 術 部 長	151	52.0	681,692	311	681,381
事 務 部 次 長	9	47.5	548,073	4,335	543,738
技 術 部 次 長	40	50.5	568,619	0	568,619
事 務 課 長	227	47.9	522,521	5,806	516,715
技 術 課 長	446	47.2	546,102	2,879	543,223
事 務 課 長 代 理	53	44.7	624,217	54,774	569,443
技 術 課 長 代 理	81	45.9	493,590	2,161	491,429
事 務 係 長	317	43.4	436,080	48,105	387,975
技 術 係 長	541	42.1	460,861	70,653	390,208
事 務 主 任	153	40.0	341,633	39,744	301,889
技 術 主 任	296	35.3	359,181	44,943	314,238
事 務 係 員	1,165	35.0	315,946	35,030	280,916
技 術 係 員	1,165	33.0	305,429	37,475	267,954

② 民間における初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	193,684	193,931	※199,351	X
	短大卒	※160,601	X	X	X
	高校卒	159,862	※159,967	X	X
新卒技術者	大学卒	197,192	198,600	※200,713	X
	短大卒	176,175	※180,456	—	X
	高校卒	160,512	※163,266	※152,930	※160,000
計	大学卒	195,153	195,743	206,003	※161,000
	短大卒	171,358	180,172	X	※153,300
	高校卒	160,200	161,597	※156,635	※156,150

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	16,036 円
配偶者と子1人	21,752 円 (5,716 円)
配偶者と子2人	25,749 円 (3,997 円)

注1 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	53.1 %
非支給	46.9 %
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	24,000円以上 25,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	上半期 (A 1)	354,314 円	289,633 円
	下半期 (A 2)	355,172	288,769
特別給の支給額	上半期 (B 1)	653,501	584,341
	下半期 (B 2)	758,277	605,902
特別給の支給割合	上半期 (B 1/A 1)	1.84 月分	2.02 月分
	下半期 (B 2/A 2)	2.13	2.10
	年間計	3.97	4.12
年間の平均		3.97 月分	

注1 下半期とは、平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは平成23年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	33.0	(7.0)	(93.0)	—	67.0
高 校 卒	19.1	(12.1)	(87.9)	—	80.9

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
	%	%	%	%
係 員	25.4	28.6	—	46.0
課 長 級	21.0	21.1	—	57.9

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%			
係 員	89.8	88.4	40.3	6.8	41.3	1.4	10.2
課 長 級	76.3	73.2	34.2	5.8	33.2	3.1	23.7

注1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所および本年の定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 「増額」、「減額」および「変化なし」とは、前年実績との比較である。

⑨ 民間における昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	昇給制度なし			
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
	%	%	%	%	
係 員	91.6	44.2	82.6	60.6	8.4
課 長 級	79.9	34.8	84.0	57.7	20.1

注 昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員 級		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
平成21年冬季	59.4	40.6	46.2	53.8	43.0	57.0

⑪ 民間における雇用調整の実施状況

項目 (複数回答あり)	実施事業所割合
採用の停止・抑制	19.5 %
転籍出向	7.4
希望退職者の募集	0.6
正社員の解雇	—
部門の整理・部門間の配転	4.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.5
残業の規制	10.0
一時帰休・休業	9.1
ワークシェアリング	—
賃金カット	4.0
計	41.0

注1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 「計」は、上記のうち1項目以上の雇用調整を実施した事業所の割合である。

⑫ 民間における賃金カットの実施状況

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係員		4.3 %	3.3 %
課長級		2.8	5.1

注 平成23年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

⑬ 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	18.1 %	18.1 %	12.4 %	12.4 %
30%	40.2	58.4	31.2	43.6
29%	0.0	58.4	0.0	43.6
28%	5.1	63.5	2.4	46.1
27%	2.0	65.5	3.0	49.1
26%	0.4	65.8	1.2	50.3
25%	34.2	100.0	49.7	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 23 年 4 月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費		25,620 円	33,200 円	44,180 円	55,150 円	66,110 円
住居関係費		52,300	57,730	51,790	45,860	39,920
被服・履物費		3,160	4,290	5,740	7,200	8,650
雑費 I		31,320	52,560	73,830	95,100	116,380
雑費 II		6,780	20,540	22,470	24,400	26,320
計		119,180	168,320	198,010	227,710	257,380

注1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:91世帯)における平成23年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成23年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

(4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成23年10月31日に県議会および知事に対して、別記1のとおり報告し、別記2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 職員の給与

本委員会が、平成23年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,184人、県費負担市町立学校教職員7,395人、合計16,579人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,319人で、その平均給与月額は373,831円（給料341,651円、扶養手当11,328円、地域手当20,852円）であり、平均年齢は43.4歳（男性44.7歳、女性39.7歳）、性別構成は男性73.5%、女性26.5%、学歴別構成は大学卒62.9%、短大卒15.7%、高校卒21.4%、中学卒0.0%となっている。

また、全職員の平均給与月額397,576円（給料365,629円、扶養手当10,167円、地域手当21,780円）であり、その平均年齢は43.4歳（男性44.4歳、女性41.8歳）、性別構成は男性62.7%、女性37.3%、学歴別構成は大学卒78.0%、短大卒9.4%、高校卒12.1%、中学卒0.5%である。

なお、今年度の職員の給与については、平成23年度における職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号。以下「特例条例」という。）により、給料等について減額措置が講じられており、当該措置がなかった場合の行政職給料表適用者の平均給与月額は378,382円（給料345,893円、扶養手当11,328円、地域手当21,161円）、また、全職員の平均給与月額は401,176円（給料369,002円、扶養手当10,167円、地域手当22,007円）である。

2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の554事業所から、層化無作為抽出法により抽出した114の事業所について、人事院と共同して行った「平成23年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,764人の給与について調査した。

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	1 9 5, 1 5 3 円
	短 大 卒	1 7 1, 3 5 8 円
	高 校 卒	1 6 0, 2 0 0 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	16,036円
配偶者と子1人	21,752円
配偶者と子2人	25,749円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の53.1%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、24,000円以上25,000円未満となっている。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との3.97月分となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.9歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして4,572円(1.16%)下回っていることが明らかとなった。

また、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間事業所従業員の給与を同様に比較すると、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,226円(0.31%)上回る結果となった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
398,121円	特例条例による減額措置後の額 393,549円	4,572円 (1.16%)
	特例条例による減額措置前の額 399,347円	△1,226円 (△0.31%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 上段は、特例条例による減額措置後の職員の給与に基づき算定した較差額(率)であり、下段は、特例条例による減額措置前の職員の給与に基づき算定した較差額(率)である。

4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.7であった。

また、同年の47都道府県の平均は98.9、近畿6府県は92.7~100.7であった。

5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.4%、大津市で0.5%の下落となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ168,320円、198,010円および227,710円となった。

6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年9月30日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与等について報告し、給与の改定について勧告を行った。また、国家公務員制度改革について報告を行うとともに、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

7 むすび

(1) 給与の改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。なお、職員の給与は、特例条例により減額されているところであるが、改定内容の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、特例条例による減額措置前の公民較差に基づき検討を行った。

まず、給料表について、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いて引下げ改定を行った国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。また、給料月額について引下げ改定が行われることを踏まえ、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県条例第21号)付則第7項から第9項までの規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、国家公務員の経過措置額の算定基礎となる額の引下げに適用する率を乗じて得た額とする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。また、経過措置額についても行政職給料表と同様に引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、本県においても医師確保は重要な課題となっていることから、引下げ改定は行わないこととする。また、第2号任期付研究員に適用される給料表についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

一方、本給のみでは公民の較差を解消しきれないため、手当において、所要の調整を行う必要がある。自宅に係る住居手当については、国においては既に廃止され、他の都道府県においても廃止または縮小される傾向にあることをふまえ、その手当額を改定する必要がある。

なお、今後の取扱いについては、他の都道府県の状況に留意しながら、引き続き検討していく必要があると考える。

また、公民給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消させる観点から、所要の調整を行うことは、情勢適応の原則にもかなうものである。しかしながら、本年の公民較差相当分の調整については、特例条例による職員の給与の減額措置により、既に解消されている状況にあると認められることから、こうした調整措置は要しないものとする。

(2) 給与構造の見直しにおける経過措置額の廃止について

人事院は本年の勧告において、給与構造改革における経過措置額について、平成24年度からの2カ年で廃止することとしたところである。本県職員の給料は、これまで国に準じてきたところであり、また、給与決定の諸条件を考慮すれば、国に準じることが適当であると考え、本県においては、国と比較して多くの職員がこの経過措置額を受けているなど、国とは異なる状況が見られることから、廃止にあたっては、本県の実情を十分踏まえた措置を検討する必要がある。

なお、本県ではこれまで、特例条例による職員の給与の減額措置が継続されてきているところであり、こうした状況下では、職員への影響の大きさを考慮すると、経過措置額を廃止することは適当でないと考え、

(3) 人事評価制度の確立

本県においては、平成18年4月からの「給与構造の見直し」により、勤務実績をよりの確に反映し得る基盤が整備されたところであるが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、本県の昇給・昇格や勤勉手当の各制度がより実効性の高いものとなるよう、引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、これまでも、職員の心身両面の健康管理や公務能率の増進を図るため、その縮減に努めるよう繰り返し要請してきたところであり、仕事と生活の調和を促進する観点からも重要な課題である。

もとより、適正な労働時間の管理は、労働基準法やその関係の通知により求められているところであり、昨年4月から、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合が引上げられたほか、本年4月からは、60時間の時間外勤務時間の積算基礎に、日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を含めることとされるなど、時間外勤務の縮減に資する制度改正が行われたところである。

本県においてはこれまで、任命権者において様々な取り組みが行われてきたところであるが、なお一層の縮減に向けて、各職場の実情に応じた、実効ある取り組みを進めていく必要がある。そのために、管理職および職員一人ひとりが今一度、効率的な業務遂行と適正な勤務時間管理の意識を徹底し、全庁一丸となって取り組みを進める必要がある。

(5) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっていることから、パワーハラスメント防止のための指針の策定や「試し出勤制度」などの取り組みが進められているところである。

職場におけるメンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康を保持・増進するものであり、任命権者は、組織としての職場が良好なコミュニケーションが保たれ、明るく活力に満ちた働きやすい状態となるよう努めるとともに、心の病の予防をはじめ、その早期発見、療養中のケア、職場復帰の支援、再発の防止等、引き続き総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の充実に努める必要がある。

(6) 人材育成の推進

日常業務を通じて職員の意欲と能力を引き出し、組織目標の達成と職場の活性化を目指す取組みとして、現在、段階的に導入されている「自律型人材育成制度」については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、人材育成の新たな方策の一つとして、県の組織全体で実効ある取組みを行う必要がある。

(7) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

職員の意欲・能力を最大限に引き出し、それを組織として生かすことができる勤務環境を整備するため、任命権者において、女性職員の登用や仕事と生活の調和の推進に、種々取り組まれてきたところである。

人材育成に配慮した人事管理を行う上で、男女を問わず意欲と能力のある職員を登用することが必要であり、県政における男女共同参画を推進する上で、女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努める必要がある。

人事院は本年の勧告において、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとされたところであるが、本県においても、男性職員の育児休業取得を促進するため、国に準じた所要の措置を講じる必要がある。また、厚生労働省においても年次有給休暇の取得促進を目指して「労働時間等見直しガイドライン」が昨年改正されたこと等を踏まえ、引き続き仕事と生活の調和の推進に努める必要がある。

(8) 高齢期の雇用問題

人事院は本年、国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、平成25年度から37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるとし、国家公務員法その他関係法律の改正についての意見の申出を行ったところである。

このような状況を踏まえ、本県においても、国に準じた制度とすることが適当であると考えられることから、今後、国の動向に留意しながら、適切に準備を進めていく必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、公民の均衡を図るため、月例給について給料月額および自宅に係る住居手当の引下げを行う勧告としたところである。

本県においては現在、厳しい財政状況を理由とし、職員の給与が減額されているところである。地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であり、誠に遺憾である。

人事委員会の勧告を踏まえることなく行われているこの措置は、開始から既に9年が経とうとしている。財政健全化のための措置とはいえ、このことによる職員の士気の低下や人材確保への影響は避けられず、その代償は大きいと言わざるを得ないところであり、職員への適正な処遇の確保の観点から、本委員会としては、大変憂慮するところである。

職員の給与決定に当たっては、勧告に基づく本来の職員の給与水準を確保すべきと考える。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割をあらためて認識され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 給料表については、別表のとおり改定すること。

イ 平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(ア) 平成21年12月1日において現行の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第16号)付則第4項、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第17号)付則第4項、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第21号)付則第7項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第46号)付則第6項に規定する職員であった者（(イ)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.1

(イ) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員または第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

(2) 諸手当

住居手当については、自らの所有に係る住宅に居住している職員に対する手当の月額を2,000円とし、単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住している職員に係る手当の月額を1,000円とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

2 給与改定等の概要

平成23年10月31日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成23年11月定例県議会に提案され、同年11月30日に可決成立し、同日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

- ① 公民較差に基づく改定
 - ア 給料表 国に準じて引下げ改定（医療職給料表(1)については、人材確保の観点から改定なし）
50歳台を中心に40歳台以上を対象に給料月額を引下げ
 - イ 住居手当 自宅に係る住居手当 月額 2,200円→2,000円
単身赴任者の自宅に係る住居手当 月額 1,100円→1,000円
- ② その他の改定
 - ア 特殊勤務手当の見直し（手当の日額化等、より業務の実態や特殊性に応じたものとするための改正）
 - イ 地域手当の支給割合の特例
平成24年度支給割合
平成24年4月から 東京都：17%、県内：5.7%→6.0%、医師15%
(東京都、県内は人事委員会規則の改正による)
 - ウ 給料の調整額の見直し（航空機の整備業務に従事する警察職員に係る給料の調整額の新設。人事委員会規則の改正による）

(2) 実施時期

上記(1)のうち、①については平成23年12月1日から、②については平成24年4月1日から実施。

(3) 給与の削減

平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号）により、次のとおり給与の減額措置を実施。

なお、特別職の給料月額については、平成23年度から平成26年度において、知事は20%、副知事その他常勤の特別職は10%を減額。

また、期末手当算出の基礎となる場合の給料月額を知事は30%、副知事は25%、その他常勤の特別職は10%削減。

- ア 給料と諸手当の削減
給料月額は次の割合を削減するとともに、地域手当の算定に適用。

部長・次長級	給料月額の 7%
課長級	〃 5%
参事級	〃 3.5%
その他職員	〃 1.3%
（うち若手職員	〃 1.0%
- イ 管理職手当の削減
管理職手当は一律20%削減。

3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

承認区分	任命権者			
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給	11件	1件	4件	—
給料表異動	—	3件	—	—
職務の級	—	—	1件	—
諸手当	2件	4件	2件	—

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振りの特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振りについて別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成24年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名		対象職員	内 容
知事部局	食肉衛生検査所	獣医師	変則勤務による4週6休

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性等により、規則第2条の規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名		対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	学習航海による22時間連続勤務

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 23 年 4 月 7 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 23 年 4 月 27 日
警 察 本 部 長	戒 告	平 成 23 年 4 月 27 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 23 年 5 月 2 日
知 事	減 給	平 成 23 年 6 月 21 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 23 年 6 月 23 日
知 事	免 職	平 成 23 年 7 月 22 日
知 事	停 職	平 成 23 年 7 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 23 年 7 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 23 年 9 月 5 日
知 事	免 職	平 成 23 年 10 月 14 日
知 事	減 給	平 成 23 年 10 月 14 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 23 年 12 月 28 日
知 事	停 職	平 成 24 年 1 月 17 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 24 年 1 月 25 日
知 事	免 職	平 成 24 年 3 月 9 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 24 年 3 月 22 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

平成23年度における係属事案および新規要求事案はない。

2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成22年度末 係属件数	平成23年度			平成23年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	2件	2件	10回	0件	4件
分限処分	0件	1件	0回	0件	1件
転任処分	0件	1件	0回	0件	1件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	1	0	1	0	1	1	4

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成23年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平元. 12. 16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元. 11. 14
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(平成24年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、政務調査室長、課長補佐、室長補佐、総務課の主幹および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局长、理事、知事公室長、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、地域防災監、防災危機管理局长、消費生活調整監、IT統括監、子ども・青少年局長、観光交流局長、流域政策局長、課長、主席参事、副局长、広域連携推進室長、県民情報室長、福利厚生室長、医療福祉推進室長、薬務室長、食の安全推進室長、モノづくり技術振興室長、国際室長、旅券室長、農業団体指導検査室長、農業基盤管理推進室長、技術管理室長、交通安全対策室長、建築指導室長、流域治水政策室長、広域河川政策室長、河川・港湾室長、琵琶湖不法占用対策室長、水源地域対策室長、参事、IT企画室長、琵琶湖レジャー対策室長、廃棄物監視取締対策室長、就業支援室長、しがの魅力企画室長、観光室長、にぎわう農村推進室長、用地対策室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、主任専門員、秘書課、人事課および財政課の主幹および副主幹、人事課(福利厚生室を除く。)の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、所長、参事、総括補佐、課長補佐、指導補佐、副参事、教育総務課の主幹、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課の主幹、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、福利課の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
環 境 ・ 総 合 事 務 所	所長、副所長、課長、課長補佐
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長、課長、課長補佐
保 健 所	所長、次長、課長、課長補佐
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、支所長、次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 事 務 所	所長、副所長、政策推進課長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、総合企画統括員、環境情報統括員、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、総務課長、総括学芸員、課長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
森林センター	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
障害者更生相談所	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、副所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
愛知川流域田園整備事務所	所長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川ダム建設事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭44.5.1
滋賀県自治会館管理組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭46.4.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成23年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、芹谷地域振興事務所、北川ダム建設事務所	労働基準監督署
13号	各保健所（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁医務薬務課薬業振興担当、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、森林センター、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械電子・金属材料担当を除く。）、東北部工業技術センター機械電子・金属材料担当、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査担当、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（48）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（14）、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁（事業課および医務薬務課薬業振興担当を除く。）、各環境・総合事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各健康福祉事務所（6）各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。）（2）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、障害者更生相談所、愛知川流域田園整備事務所、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局各課（文化財保護課城郭調査担当を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。）、	

備考 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

2 職権行使の状況

平成 23 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

平成 24 年 2 月に、13 事業所において労働基準監督上の次の事項について調査を実施した。

- ① 主たる事業内容・
- ② 勤務時間・休憩等
- ③ 時間外勤務
- ④ 年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況
- ⑤ 育児・介護を行う職員の状況
- ⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況
- ⑦ 宿日直勤務の状況
- ⑧ 施設および設備
- ⑨ 安全衛生管理体制
- ⑩ 健康診断
- ⑪ 事故および労働災害
- ⑫ 安全管理

(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 23 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、11 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 8 基）である。平成 23 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	7	7

注 落成検査等は、（社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平23. 7. 1～平24. 6. 30	
森 林 セ ン タ ー		1	平23. 4. 1～平24. 3. 31	
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー		1	平23. 6. 1～平24. 5. 31	
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	1		平23. 7. 1～平24. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平23. 7. 1～平24. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平23. 4. 1～平24. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平23. 7. 1～平24. 6. 30	
豊 話 学 校	1		平23. 8. 1～平24. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平23. 9. 1～平24. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平23. 5. 1～平24. 4. 30	
11 事 業 所	7	8		

人事委員会年報（平成23年度）

発行年月	平成24年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453